

JBFA クラブチームユニフォーム規程

特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会
2023年10月1日

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会(以下「本協会」という)の加盟登録団体(以下「クラブチーム」)のユニフォームに関する事項について定める。
- 1.2 本規程は、本協会が主催をする全ての大会に適用する。

第2条 ユニフォーム

- 2.1 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ、およびソックスの3点を総称したものをいう。
- 2.2 前項以外の、アイマスク、ヘッドギア等の装具の仕様等については装具規程に別途定める。

第3条 ユニフォームの条件

- 3.1 ユニフォームは以下の要件を満たすものでなければならない
 - 3.1.1 シャツには袖があること
 - 3.1.2 全く色が異なるシャツを2種類以上用意すること
 - 3.1.3 ショーツを1種類以上用意すること
 - 3.1.4 全く色が異なるソックスを2種類以上用意すること
- 3.2 上記の条件について、3年の猶予期間(2023年10月1日～2026年9月30日)を設ける
 - 3.2.1 猶予期間中のユニフォームについては、本規程を満たしていない項目がある場合でも、大会運営グループに承認を受けた物のみ条件付きで使用できる
 - 3.2.2 猶予の内容については、本規程に記載の無い事項を対象とする

第4条 事前承認

クラブチームは、本協会が主催する大会にて使用するユニフォームに関し、本協会の承認を事前に得なければならない。

第5条 使用義務

クラブチームは、本協会が主催する大会において、事前に登録したユニフォームを着用しなければならない。

第6条 ユニフォームの色彩

- 6.1 シャツは審判が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
- 6.2 シャツの前面と背面の主たる色彩は同じでなければならない。ショーツ及びソックスの前面と背面の色彩は同じでなければならない。
- 6.3 アンダーシャツを着用する場合は、袖の色がシャツの袖の主たる色と同じ、もしくはシャツの袖の主たる色と異なるアンダーシャツを着用する場合には、ピッチに入るメンバーが同一色のアンダーシャツを着用しなければならない。

- 6.4 アンダーショーツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色と同じ、もしくは、ショーツの主たる色と異なるアンダーショーツを着用する場合には、ピッチに入るメンバーが同一色のアンダーショーツを着用しなければならない。
- 6.5 ゴールキーパーは他のフィールドプレーヤー、審判員と区別し得る服装を着用しなければならない。
- 6.6 ソックステープを使用する場合は、ソックスの主たる色と同じテープを着用しなければならない。

第7条 ユニフォームへの表示

- 7.1 ユニフォームに表示できるものは、クラブチーム識別標章(クラブチーム名、クラブチームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章(製造メーカー名もしくは製造メーカー口ゴマーカ)とする。広告は第8条で定義する。

7.2 ユニフォームへの表示

7.2.1 クラブチーム識別標章

シャツには、クラブチーム識別標章の表示しなければならない。ショーツ、ソックスにはクラブチーム識別標章を表示することができる。クラブチーム識別標章を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。ただしシャツ、ショーツ、ソックスに各1ヶ所に限るものとする。

(ア) シャツ(必須)

- A) 場所、サイズ
 - i. クラブチーム名を表示する場合
場所:前面1か所／サイズ:300cm²以下
 - ii. クラブチームエンブレムを表示する場合
場所:シャツの胸部分1か所／サイズ:100cm²以下
- B) 併置
クラブチーム名とクラブチームエンブレムは併置することができる。

(イ) ショーツ(任意)

- A) 場所、サイズ
 - i. クラブチーム名を表示する場合
場所:左右どちらかの前面に1ヶ所／サイズ:12 cm²(縦2cm) 以下
 - ii. クラブチームエンブレムを表示する場合
場所:左右どちらかの前面に1ヶ所／サイズ:50cm²以下
- B) 併置
クラブチーム名とクラブチームエンブレムは併置することができる。ただし、ショーツの左右どちらか同じ側に表示するものとする。

(ウ) ソックス(任意)

- A) 場所、サイズ
 - i. クラブチーム名を表示する場合
場所:左右に1ヶ所ずつ／サイズ:12 cm²(縦2cm) 以下
 - ii. クラブチームエンブレムを表示する場合
場所:左右に1ヶ所ずつ／サイズ:50cm²以下
- B) 併置

クラブチーム名とクラブチームエンブレムは併置することができない。

7.2.2 選手番号

7.2.2.1 シャツの前面及び背面には、選手番号を必ず表示しなければならない。選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩(服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには、台地を付ける)かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。選手番号を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。

(ア) シャツ前面(必須)

場所:任意の場所1ヶ所／サイズ:縦10cm-15cm

(イ) シャツ背面(必須)

場所:中央1ヶ所／サイズ:縦25cm-35cm

(ウ) ショーツ(任意)

場所:前面の右下に1ヶ所／サイズ:縦8-15cm

(エ) ソックス(任意)

場所:左右各1ヶ所／サイズ:50cm²以下

7.2.2.2 選手番号は整数の1から99を使用するものとし、0は認められない。選手番号は本協会に登録しなければならず、同一大会期間中の変更は認めないものとする。

7.2.3 ホームタウン名又は活動地域名

シャツにはホームタウン名又は活動地域名を表示することができる。ホームタウン名又は活動地域名を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

場所:左右の袖いずれか1か所／サイズ:50cm²以下

7.2.4 選手名

シャツとショーツには選手名を表示することができる。選手名を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。文字の表記はアルファベットとする。選手名の表示を登録されている選手名以外にて行うことを希望する場合は、事前に本協会に申請し、承認を得なければならぬ。

(ア) シャツ(任意)

場所:シャツ背面の選手番号上部または下部／サイズ:縦7.5cm以下

(イ) ショーツ(任意)

場所:前面左または背面左右いずれか／サイズ80cm²以下

7.2.5 製造メーカー識別標章

ユニフォームには、製造メーカー識別標章(製造メーカー名又は製造メーカーロゴマーク(以下「ロゴマーク」という)を表示することができる。製造メーカー識別標章を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

(ア) シャツ(任意)

A) 前面

表示できるもの:製造メーカー名又はロゴマーク

場所:胸に1ヶ所／サイズ: 20cm²以下

B) その他

表示できるもの: ロゴマーク

場所: 両肩又は両脇又は両袖口のいずれかに1ヶ所

サイズ: 幅8cm以下

形 状: 以下のいずれか

(ア)単独のロゴマークを1ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置(各ロゴマーク間の距離は最大2cmとする)

II. 帯状のロゴマーク

(イ) ショーツ(任意)

A) 前面又は背面

表示できるもの:製造メーカー名又はロゴマーク

場所:任意の場所に1ヶ所／サイズ: 20cm²以下

B) 両腰脇又は両裾

表示できるもの: ロゴマーク

場所: 両腰脇又は両裾いずれかに1ヶ所

サイズ: 幅8cm以下

形 状:以下のいずれか

(ア)単独のロゴマークを1ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置(各ロゴマーク間の距離は最大2cmとする)

II. 帯状のロゴマーク

(ウ) ソックス(任意)

A) 任意の場所

表示できるもの:製造メーカー名またはロゴマーク

場所: (a)左右1ヶ所ずつ、又は(b)左右2ヶ所ずつ

サイズ: (a)各20cm²以下、(b)各10cm²以下

B) 上端

表示できるもの: ロゴマーク

サイズ: 幅5cm以下

形 状: 以下のいずれか

(ア)単独のロゴマークを1ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置(各ロゴマーク間の距離は最大2cmとする)

II. 帯状のロゴマーク

7.3 その他表示できるもの

7.3.1 シャツには、チームキャラクターや優勝マークなどのクラブチームシンボルを表示することができます

ができる。ただし、大きさは50cm²以下とする

7.3.2 選手番号には、クラブチームエンブレムまたはクラブチーム名を、各数字の下辺中央部に1か所に入れることができる。ただし、5cm²以下とする

7.3.3 シャツには、以下の各号の試合関連情報を表示することができる。ただし、場所はシャツ前面の胸の位置で、サイズは 50cm²以下とし、1文字の高さは2cmを超えてはならない。

- ① 開催日
- ② 対戦カード
- ③ 会場名
- ④ 前各号のほか、本協会の承認を得た事項

第8条 広告の表示

- 8.1 ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および商品名等を、前に所定の「広告掲出申請書」(別紙1)により本協会に届け出なければならない。
- 8.2 広告はシャツに11か所まで、ショーツに2か所まで表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとし、原則として本協会主催の大会期間中の変更は認めない。
- 8.3 以下の場合に限り 1st ユニフォームと 2nd ユニフォームとで異なる広告を表示することができる。
 - 8.3.1 同一企業の異なる2商品名
 - 8.3.2 企業名とその企業の商品名
- 8.4 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならぬ。
- 8.5 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。
 - ① シャツ前面胸部中央: 300cm²以下
 - ② シャツ前面鎖骨(右): 64 cm²以下
 - ③ シャツ前面鎖骨(左): 64 cm²以下
 - ④ シャツ背面: 選手番号の上部又は下部にそれぞれ1か所 それぞれ200cm²以下
 - ⑤ シャツ背面裾: 裾に150 cm²以下(選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に150cm²以下)
 - ⑥ シャツ左袖: 50 cm²以下
 - ⑦ ショーツ前面左: 80 cm²以下
 - ⑧ ショーツ背面: 左右いずれかに80 cm²以下

第9条 広告の制限及び停止

- 9.1 本協会又は公式競技会主催者は、競技規則及び大会要項等により、クラブチームの広告掲示を制限することができる。
- 9.2 掲示される広告は公序良俗に反するものであつてはならない。
- 9.3 掲示された広告が不適当であると本協会または主催者が判断した場合には、クラブチームに対し広告掲示を停止させることができる。
- 9.4 第8条に基づき承認された広告に対し、大会要項等により別途広告掲出料の支払いが発生した場合には、クラブチームは当該大会主催者の指示に従うものとする。
- 9.5 ユニフォームに本協会が指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。

第10条 表示の禁止

ユニフォームには、政治的、宗教的又は個人的なスローガン、メッセージ又はイメージを表示してはならない。

第11条 指示

本規程に沿ったユニフォームを用意できない場合は、本協会の指示に従うものとする。

第12条 疑義

ユニフォームについて疑義の発生が予期できる場合、クラブチームは事前に本協会に相談し、解決を図るものとする。

第13条 施行・改定

13.1 本規程は、本協会の大会運営グループと審判部により協議し策定する。

13.2 本規程は、2023年9月1日から施行する。

13.3 本規程の改定は、当協会の常任理事会の承認により、これを行う。

13.4 改訂履歴

13.4.1 2018年9月1日

13.4.2 2023年9月1日

別紙1 JBFA クラブチームユニフォーム規程

広告掲出申請書

申請日： 年 月 日

JBFA クラブチームユニフォーム規程(以下「本規程」という)に基づき、ユニフォームに広告を掲出することを申請します。

クラブチーム名	
クラブチーム代表者氏名	
担当者名	
担当者連絡先	Tel:
	Email:

広告掲出開始時期		年 月 日
掲出箇所	掲出広告社名	掲出広告社名

※本規程に定める掲出場所、サイズを遵守すること。

※掲出する広告内容のわかる資料を提出すること。

※掲出箇所が多い際は行を追加してください。

<以下、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会記入>

承認日： 年 月 日

担当者：